



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『クラウド経営と感動経営』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 11

## 2014 Vol.132



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ . . . . . 相続税申告・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険・不動産
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・  
須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

## 会長室から、こんど~です

今年も残すところ 2 か月になりました。これから繁忙期に入り、今月から年末調整の準備に入ります。皆様保険の控除証明書や年金の証明書など毎年同じものが必要です。どうぞ早めにご準備くださいませ。

今月は最近思う事についてお話をさせていただきます。

今年初めから体調不良により、なかなか自分の思うように動けず、自分の力不足を感じる事が多くなりました。やりたいと思う事をやろうとすると能力の壁と環境の壁にあたります。

自分の力不足は自分の考え方や努力で何とかなる事が多いのですが物理的問題の環境はどうにもならないこともあります。

できない理由を探すとよく言われますが、なんとか出来る方法はないかと努力を重ねていると不思議と環境も改善されていくこともあるのでは?と思うようにしています。

もう一つは**事業承継**についてです。

今、**人口減少と高齢化に伴い事業承継が難しくなっている中**、自分の子供を後継ぎにと考えている方とそうでない方がいると思います。私は考えていない方です。

けれども最近になって身内に後継ぎをせざる負えないのは、多くの経営者の皆様を見てきて当たり前だと理解できるようになりました。

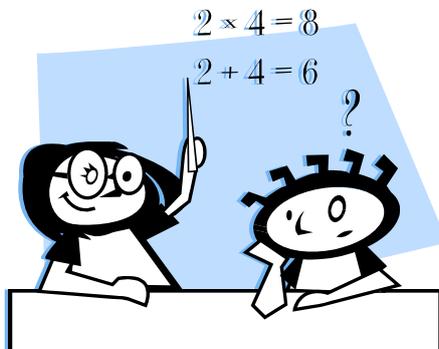
まず一つは今の日本の法律は**労働者有利の法律**で、何か問題が起きた時には、余程のことがない限り**経営者にとっては不利**です。ですが中小企業では**残業問題、有給休暇問題**、などをすべて法律通りにしては立ち行かないのではと私は思っております。もちろんきちんとしたうえで成り立たせなければならないのですがなかなか難しい現実があります。

そうすると無理な事がお願いできる人、やりたくないと思う仕事をやってくれる人、あるいは経営者の思うように動いてくれる人、となると結局身内になってしまうのではないのでしょうか?

もちろん借入金のある会社は社長になったら保証人にならなければなりません。

そうするとなかなか他人には頼めないし、借入金を背負ってまで会社のためにとってくれる他人(社員後継者)が出てくるかと言うと中小企業ではかなり難しくなります。

また**そんな人財を育てていないのが現実**です。どちらが良い悪いとかではなく、どの会社にもいすれやってくる**後継者問題**です。引き継ぐにはそれなりの年数も必要ですし、早いうちから考えておく必要があります。



皆様、やっぱり子供は小さいころから後継ぎとして育てるべきなのではないでしょうか?

子供には子供の好きな事をやらせてあげたいと思うのが親心ですよ。子供も身内もないそんな時は早めに企業価値の高いうちに売却と言う手段もありますが、とっても難しい問題です。

大成財産では、事業継承等ご相談を承りますので、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長近藤記



会長ブログ：近藤会長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『クラウド経営と感動経営』について

みなさま如何お過ごしでしょうか？日本は朝晩寒くなり、早いもので師走の足音が聞こえそうです！！いまベトナムで常夏の状態です。熱気と活気がありますが、時流に乗りながら日本国内・海外を動いています。

ところで最近私が考えている『クラウド経営』と『感動経営』について、今日はお話をさせて頂きたいと思います。結論から申し上げますと**デジタル化社会の中でアナログを大事に！！**という事です。



**クラウド経営は、ICT（情報通信技術）を有効に活用して生産性や付加価値をあげる経営の事です。**

**感動経営とは、会社は所詮人間の集まりであり生き甲斐・遣り甲斐・成長の場として仕事を責任感から使命感を育て思想化する事で生産性や付加価値を上げる経営の事です。**



そこで、いま私が一番力を入れているのが、付加価値という点で時間当たり生産性の向上やその為の情報管理という点でICT（情報通信技術）を活用した**クラウド経営**です！

だがしかし、今一番私が大事にしているのは、お客様や従業員との**相談・提案・改善・成長業務**の時間をクラウド経営で出来るだけ捻出して**アナログで対応する事**です。

大成経営コンサルティンググループの存在意義は、社員の成長と喜びが源泉であり、お客様の満足が存在意義です！！社員・お客様・会社は、三方良しでしか存在と存続はありません。

会計・決算・申告・情報収集・提供資料は出来るだけ**デジタル化**して、相談・問題解決・改善・指導などの経営コンサルティングは、フェイス・ツー・フェイスで**アナログ化**する事です！！

グループ内部は、品質という点と生産性という点で正確性とスピードを求めます！！サービス提供先である外部のお客様には、経営コンサルティングという形でお客様の業績向上と改善という点で成果を求めます！！

世界経済が、新興国の成長により先進化・スピード化する中でICTの普及により情報が氾濫して混沌としています。人間社会においては、時代がスピードを上げてデジタル社会化していく中で増々アナログが求められています！！

つまり『クラウド経営』の中に益々『感動経営』が求められる時代が来ているような気がします??? そんな事を世界を旅しながら思います！！

最後になりましたが、季節の変わり目です。風邪などを引かないように体調管理のうえで、益々のみなさまのご活躍を祈念します！！



大成ベトナム事務所より



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

## 💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「遺言書と違う遺産分割は出来るか？」



遺言書に関するご相談は近年増えてきました。

- 遺言書の作成の仕方
- 遺留分の計算
- 遺言書の執行

などがありますが、中には仮説を立てて作成された遺言書もありました。

例えば、「自分が先に亡くなった場合には、妻に」や「Aが先に亡くなった場合は、Bへ」といった感じで作成されていました。

遺言書の内容も様々です。

さて、先日のご相談ですが、

「夫が亡くなりました。遺言書がありますが、遺言書と違う財産分与は可能でしょうか？」とのご相談でした。

その内容とは

「すべての財産を妻に相続させる」との遺言です。

相続人は妻と子供2人の3人、子供達への財産分与はありません。子供達は遺言書に納得しているとの事でした。

遺言書は、遺言者の意志であり、優先されるべきものであります。

もし、遺留分に満たない場合、相続人(直系尊属)には、遺留分権利者として“**遺留分の減殺請求**”をすることが出来ます。

しかし、相談者の妻は子供達2人にも財産分与をさせたい。理由は、それぞれに住宅ローンや車のローンなどを抱えており、生活も裕福とは言えないから父親の財産を分けてあげたいとの事です。

答えは、**出来ず**です。

相続人全員が納得し合意した遺産分割であれば、**遺産分割協議書**を作成し分割をする事は可能です。

ご相談のケースでは、相続税の課税がありませんでした。

では、相続税の課税金額が**基礎控除(9000万円)以上の時**は、どうするか？相続税の事を考えれば、遺言書通り、妻に相続した後に子供達へ贈与をする事も選択肢として考えられます。

また、生前中に一度作った遺言書を取り消す事は可能です。いつでも遺言の全部または一部を取消(撤回と言います。)したり変更することが出来ます。

公正証書遺言書を撤回する場合は、公証人役場で撤回の**公正証書遺言書**を作成するのが必要と思います。

遺言書が複数ある場合には、日付の新しいものが優先されます。しかし古い日付のものが無効というわけではありません。遺言の内容で、くい違う部分のみが新しい遺言書が優先され、その他の部分については古い遺言書が有効になります。



岡村泰

**編集後記**：11月だというのに、まだまだ20度を超える日があります。まだ今ひとつ、冬の気配が感じられないのですが、TVCMや街中では少しずつクリスマスムードを感じるようになってきました。確実に冬が近づいているのですね。今月の表紙はまだまだ秋を感じさせてくれる銀杏です。立派でしょ！！

